

内閣府は4月1日、障害者差別解消法が施行されたことを受け、自治体に設置を促している「障害者差別解消支援地域協議会」の設置が、1,741市区町村のうち111（6%）にとどまることを明らかにした。協議会の設置は法律上は任意だが、法の実効性に疑問符が付く船出となった。

加藤勝信・内閣府特命担当大臣が同日の会見で明らかにした。同様に、47都道府県で設置済みなのは19。自治体名は、内閣府ホームページで閲覧できる。

協議会は障害者のほか社会福祉協議会、民生・児童委員など地域の関係者で構成する。障害者からの相談がたらいまわしになることを防ぐ役割をもつ。

最初に相談を受けた機関で解決しきれない場合、

よりの確な機関につないだり、複数の機関で対応したりする。内閣府は手引きを作り、設置を促してきた。

◆東京でパレードも

法施行を翌日に控えた3月31日、日本障害フォーラム（JDF）は厚生労働省で会見を開き、差別解消法を周知すること、差別事例を積み上げることなどを呼び掛ける声明を発表した。

DPI日本会議も同日午前、各省庁が差別解消のために策定した民間事業者向けの対応指針の特徴などを報告する集会を衆議院第1議員会館で開いた。

午後には日比谷公園（東京）などで差別解消法施行を祝うパレードを行った。

（福祉新聞・第2758号 2016年4月11日）